男女がともに活躍できる社会へ
内閣府
男女共同
参画局

"Kyodo-sankaku"
Number 147
August 2021
Japan Cabinet Office
8

共同参画

特集1 ／仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）総括文書 -2007～2020-

特集2 ／令和３年度
「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」
「女性のチャレンジ賞」受賞者、受賞団体御紹介

特集3 ／令和３年度
「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催報告

WORK LIFE BALANCE

男女共同参画の総合情報誌 内閣府編集

共同参画に寄せて

foreword

「災害に強い社会の実現を目指して」

棚橋泰文
Yasufumi Tanahashi
防災担当大臣

今年も、各地で大雨による災害が発生しております。静岡県熱海市では土石流が発生し、鹿児島県、宮崎県及び熊本県では大雨特別警報が発表されるとともに、山陰地方でも猛烈な雨が降りました。この大雨により、多数の人的被害や住家被害が確認されております。お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災されたすべての方々に心よりお見舞い申し上げます。避難者への支援や住まいの確保、ライフラインの復旧、土砂やがれきの撤去等、政府一体となって、災害応急対策を進めてまいります。

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、女性と男性で受ける影響やニーズが異なり、きめ細かな対応が重要です。人口の51.3%を占める女性の声が災害対応に反映されないようでは、子供や若者、高齢者、障害者等の多様な方々の声に応えることは到底できません。

このため、災害に強い社会の実現には、女性が防災の意思決定過程や現場に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応が行われることが必要です。災害から全ての人を守る第一歩として、女性の視点をしっかり踏まえた防災・減災を、覚悟をもって進めていかなければなりません。

女性の視点からの防災・復興の取組を促進するため、昨年12月に内閣府の政策統括官（防災担当）付と男女共同参画局の女性職員により「防災女子の会」が結成され、本年５月、「防災女子の会からの提言」が取りまとめられました。

提言では、避難所等における性暴力・ＤＶの防止や女性用品の女性担当者からの配布、意思決定の場への女性の参画等、女性の視点に立った被災者支援の推進に加え、災害対策に女性の視点を組み込むための国及び地方公共団体の防災担当部局の体制強化が重要とされております。

提言を受け、内閣総理大臣を会長とする中央防災会議の女性委員の割合を高めるとともに、５月に開催された同会議において、防災基本計画が変更されました。また、地方公共団体においても、地方防災会議の女性委員の増加に向けた取組を進めていただいています。

今後も、「防災女子の会」と議論を重ね、女性の視点を踏まえた防災・減災の取組を一層推進し、災害に強い社会の実現を目指してまいります。

"Kyodo-sankaku"

共同参画

8

August 2021
Number 147

目　次
Contents

Special Feature

特集 1 Page.2
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
総括文書 -2007~2020-

特集 2 Page.4
令和3年度
「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」
「女性のチャレンジ賞」受賞者、受賞団体御紹介

特集 3 Page.6
令和3年度
「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催報告

Topics

行政施策トピックス 1 Page.8
子供を性暴力の当事者にしないための
「生命（いのち）の安全教育」の推進

行政施策トピックス 2 Page.10
「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム／
防災女子の会提言

News & Information

ニュース＆インフォメーション Page.12
丸川大臣と駐日女性大使の懇談会を開催しました

ほか

今月号の表紙

仕事と家庭の両面での安定に成功し、バランスのとれた生活を送る様を表現しました。
調和を天秤で表し、ワークライフバランスを端的に表現してます。

公式Facebook
男女共同参画局 Facebook
https://www.facebook.com/danjokyodosankaku

公式ホームページ
内閣府男女共同参画局
Gender Equality Bureau Cabinet Office
https://www.gender.go.jp

特集1

Special Feature 1

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）総括文書 -2007～2020-

内閣府男女共同参画局推進課

2007年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）に基づき、企業、労働組合、地方公共団体の代表や有識者等で構成された「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」（以下「評価部会」という。）は、関係省庁と連携して憲章と行動指針の点検・評価を行ってまいりました。行動指針で定めている数値目標の期限が2020年であることを機に、数値目標のこれまでの動向や、政労使の取組、評価部会委員の提言等を取りまとめた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）総括文書 -2007～2020-」（以下「総括文書」という。）を公表いたしました。

今回は総括文書の中から、第２章の「2020年時点での数値目標達成状況とその理由、今後の課題」について紹介いたします。

数値目標設定指標の動向

行動指針では、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる13項目18指標について、取組が進んだ場合に達成される水準として2020年の数値目標を設定しています。行動指針で定めた「数値目標設定指標」の状況は以下のとおり、13項目中３項目が達成済み又はほぼ達成、８項目が順調でないものの進捗している、２項目が進捗していないという結果となりました。

	行動指針策定時（2007.12）	新行動指針策定時（2010.6）又は最新値と比較可能な最も古い数値	最新値	目標値（2020年）	評価
Ⅰ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会					
① 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%（2006）		5.1%（2020）	5%	ほぼ達成
② 年次有給休暇取得率	46.6%（2006）	46.7%（2007）	56.3%（2019）	70%	未達成
③ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%（2007）	40.5%（2010）	60.5%（2020）	全ての企業で実施	未達成
④ メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	23.5%（2002）		59.2%（2018）	100%	未達成
Ⅱ 多様な働き方・生き方が選択できる社会					
⑤ 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	（参考）8.6%以下（2005）	13.4%（2010）	16.7%（2019）	29%	未達成
⑥ 自己啓発を行っている労働者の割合					
正社員	46.2%（2005）		39.2%（2018）	70%	未達成
非正社員	23.4%（2005）		13.2%（2018）	50%	未達成
⑦ 第１子出産前後の女性の継続就業率	38.0%（2000-2004）⇒遡及改定値 39.8%		53.1%（2010-2014）	55%	未達成
⑧ 保育等の子育てサービスを提供している数					
認可保育所等（３歳未満児）	－		収容児童数 約111万人（2020）※定員数 約120万人（2018.4.1）	116万人（2017年度）	達成
放課後児童クラブ	－	81万人（2010）	約131万人（2020）	122万人（2019年度）	達成
⑨ 男性の育児休業取得率	0.50%（2005）		7.48%（2019）	13%	未達成
⑩ ６歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間	１日当たり60分（2006）		83分（2016）	２時間30分	未達成
Ⅲ 就労による経済的自立が可能な社会					
⑪ 就業率（Ⅰ、Ⅱにも関わるものである）					
20～64歳	－	74.6%（2009）	82.2%（2020）	80%	達成
20～34歳	－	73.6%（2009）	80.6%（2020）	79%	
25～44歳　女性	64.9%（2006）		77.4%（2020）	77%	
60～64歳	52.6%（2006）		71.0%（2020）	67%	
⑫ 時間当たり労働生産性の伸び率（Ⅰ、Ⅱにも関わるものである）	1.6%（'96-'05年度の10年間平均）⇒ 遡及改定値 1.8%		0.6%（'10年度－'19年度の10年間平均）	実質GDP成長率に関する目標（2%を上回る水準）より高い水準	未達成
⑬ フリーターの数	187万人（2006）（2003年にピークの217万人）		136万人（2020）	124万人（ピーク時比で約半減）	未達成

（備考）注意事項等は総括文書を参照。

総括文書では、それぞれの数値目標の詳しい動向や政労使のこれまでの主な取組、結果の分析、今後予定されている主な取組等を掲載しております。

今回は13の数値目標の中から、「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」と「年次有給休暇取得率」について紹介いたします。

週労働時間60時間以上の雇用者の割合

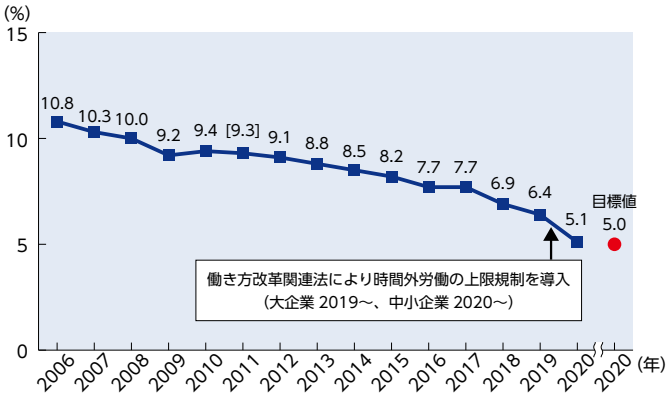

(備考)
1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
2. 数値は、非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める割合。
3. 2011年の値（［　］表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

週労働時間60時間以上の雇用者の割合を見ると、2005年以降は低下傾向にあり、2020年は5.1%で、目標値の5.0%をほぼ達成しています。

これまで、関連法の整備として、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ等が盛り込まれた「労働基準法の一部を改正する法律」の施行（2010年4月、中小企業には当面の間適用を猶予）や、時間外労働の上限規制・勤務間インターバル制度の導入の努力義務等が盛り込まれた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革関連法」という。）」の施行（2019年4月、中小企業における時間外労働の上限規制に係る規定の適用は2020年4月）等を行ってきました。また、具体的な施策として、労働基準監督機関による長時間労働是正のための取組のほか、2014年から「過労死等防止啓発月間」である11月を中心に、過労死等を防止することの重要性について周知・啓発等を実施しました。

時間外労働の上限規制の適用が猶予されている建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業についても、2024年4月1日から適用が開始されます。週労働時間60時間以上の就業者の割合を2025年までに5.0%とする成果目標（第5次男女共同参画基本計画、少子化社会対策大綱等）の達成に向けた取組等を推進します。

総括文書全体版はこちら

URL http://wwwa.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/07-20/zentai.html

年次有給休暇取得率

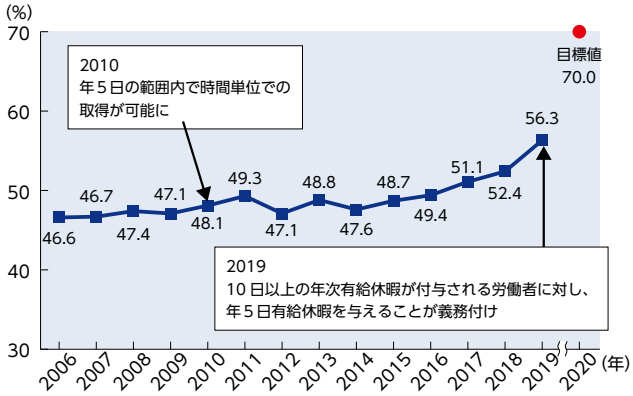

(備考)
1. 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
2. 調査対象が変わっているため、時系列比較には注意を要する。
2006年以前の調査対象：「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」、2007～2013年の調査対象：「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」、2014年以降の調査対象：「常用労働者が30人以上の民営企業」（複合サービス事業、会社組織以外の法人（医療法人、 社会福祉法人、各種の協同組合等）含む）
3. 2011～2013年は、東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。
4. 2014年は2014年4月、2015年は2015年9月、2016年は2016年7月にそれぞれ設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外。

目標値70%に対して56.3%（2019）と、13.7ポイント不足し、未達成です。

2006年以降は、50%を下回る水準で推移していましたが、2017年以降は50%を超え、上昇傾向にあります。

これまで、関連法の整備として、2019年4月に働き方改革関連法が施行され、使用者に対し、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日、時季を指定して有給休暇を与えることが義務付けられました。また、具体的な施策として、

- 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に助成金（働き方改革推進支援助成金等）の支給
- 国、関係労使、地方公共団体等が協働し、地域のお祭り等に合わせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成する事業を実施
- 労使自らが「働き方・休み方」の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設し、情報発信の実施

等を行ってきました。

今後は、年次有給休暇取得率を2025年までに70%とする成果目標（第5次男女共同参画基本計画、少子化社会対策大綱等）の達成に向けて、働き方改革関連法の周知や履行確保を徹底するとともに、引き続き、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に加え、夏季など連続休暇を取得しやすい時季に年次有給休暇取得の集中的な広報を実施するなどの取組を推進します。

特集２

Special Feature 2

令和３年度「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」「女性のチャレンジ賞」受賞者、受賞団体御紹介

内閣府男女共同参画局総務課

令和３年度の「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」「女性のチャレンジ賞」の受賞者、受賞団体が6月29日に決定いたしました。本年度の受賞者、受賞団体を御紹介します。受賞された皆様、おめでとうございます。

なお、例年は表彰式を開催しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点より、中止となりました。

Ⅰ 男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰

多年にわたり、男女共同参画社会に向けた気運の醸成等に功績のあった方や、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた方などに内閣総理大臣から表彰するものです。

〈男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰受賞者〉　11名

50音順、敬称略

	石垣　一子 陽気な母さんの店株式会社 代表取締役社長 推薦者：秋田県	“女性の起業活動”という言葉がない頃から様々な活動を行ってきており、その活動内容は関係者の多くの注目を浴び、特に女性農業者が農業振興に限らず、地域振興活動に関わり成果を挙げた功績は大きい。 また、農産物直売所を設立、法人化までを行うとともに、年間販売額２億円を超える企業に成長させた強いリーダーシップと組織マネジメント力は、県内の女性農業士のトップランナーであり、ロールモデルとなっている。
	稲葉　カヨ 前京都大学理事・副学長 推薦者：京都府	長年、理学研究科と生命科学研究科において研究するとともに、京都大学女性研究支援センター長や副学長（男女共同参画担当）を歴任し、平成28年度からは、京都府男女共同参画審議会委員に就任し、京都府の男女共同参画計画の策定に対して意見・助言を行うなど、男女共同参画社会の実現に貢献している。
	軽部　妙子 特定非営利活動法人あんふぁんねっと 代表 推薦者：山梨県	「子どもに関わる人たちをつなげていく」ことをテーマとして、子どもと子育てに関わる全ての人に対して男女共同参画の基本理念と子育て支援のあり方の普及啓発事業を行っている。地域においても、長年にわたり子育て支援に関連する男女共同参画社会に向けた機運の醸成と基盤づくりに貢献している。
	子末　とし子 元福井県漁協女性部連合協議会会長 推薦者：福井県	浜の女性の力を発揮し、地魚の地産地消・食育活動などを通じて、地域の漁業活性化に大きく貢献するとともに、県内の女性団体が加盟する女性財団の理事長として、体制強化や働く女性の活躍支援に尽力した。
	竹内　麗子 元香川県各種女性団体協議会会長 推薦者：香川県	「香川県各種女性団体協議会」の会長、副会長、幹事などの役員を12年の長きにわたり歴任し、女性団体相互のネットワークづくりに貢献するとともに、香川経済同友会初の女性代表幹事として女性活躍社会の実現に努めた。
	辻村　みよ子 東北大学名誉教授 推薦者：内閣府	女性研究者として、男女共同参画のロールモデルとなりながら、学術のみならず、政策方針決定の場においても幅広く連携して男女共同参画の推進に尽力した。
	仲村　久代 元認定NPO法人サバイバルネット・ ライフ理事長 推薦者：栃木県	平成８年からDV被害者支援に携わり、積極的に活動の輪を広げた。その後、DV被害者のみならず、困難を抱える女性や子どもへの支援を行うなど、相談から自立支援、啓発活動に至るまで、幅広い活動を行い、男女共同参画社会の形成と福祉社会の実現に寄与した。
	西岡　慶子 株式会社光機械製作所代表取締役社長 推薦者：経済産業省	社長就任を機に、社内改革に取り組み、生産管理、設計等、これまで女性が配属されなかった部門に配置、女性活躍により業績アップに貢献するとともに人材育成にも尽力している。
	野上　照代 あいち国際女性映画祭名誉顧問 推薦者：愛知県	長年の映画製作現場で得られた人脈や経験を生かし、世界各国・地域の女性監督による作品に着目した国内唯一の女性映画祭「あいち国際女性映画祭」の設立に尽力した。また、同映画祭運営委員及び顧問を第１回から約25年にわたり務め、映画祭を通じて愛知県の男女共同参画社会づくりに多大な貢献をした。
	松﨑　淳子 高知県立大学名誉教授 推薦者：高知県	「高知市に女性センターをつくる会」を立ち上げ、女性の活動拠点となる女性総合センター建設に大いに貢献した。また、女性センターを運営する「高知男女共同参画社会づくり財団」の理事を約３年半務め、平成19年には「NPO法人こうち男女共同参画ポレール」を設立し、約９年にわたり理事長を務めた。
	宮川　富子 株式会社永樂屋代表取締役社長 推薦者：滋賀県	県内の企業経営者に男性が多い中、中小企業の女性経営者や女性起業家の活躍に向けたリーダーとして、行政を含め様々な分野で幅広く提言や助言・指導を行っており、県経済界における男女共同参画の推進に多大に貢献している。

Ⅱ 女性のチャレンジ賞

企業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジしている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する個人、団体・グループを内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）から表彰するものです。

〈女性のチャレンジ賞〉　受賞者5名、受賞団体1件

50音順、敬称略

岩切　知美
株式会社成美
代表取締役
推薦者：大分県

県産農産物のみを使用した「豊後おがたん鶏汁」を商品化。更にイスラム教徒の留学生向けのレトルトカレーを開発し、ハラール認証を取得した。

加藤　百合子
株式会社エムスクエア・ラボ
代表取締役
推薦者：静岡県

地域の生産者と購買者間の情報共有にＩＴを活用し、また、新たな物流システムを加えて「やさいバス」事業を構築。各地の地産地消を促進し、コミュニティ強化に努めている。

クララハイジ
代表　塚本 ちゑ子
推薦者：福岡県

市内の耕作放棄地を活用して「クララ」の栽培を開始。
地元企業と協力して開発した「Clara SOAP」はふるさと納税返礼品にもなっている。

古賀　碧
株式会社Ciamo
代表取締役
推薦者：人吉市

球磨焼酎の製造過程で発生する焼酎粕を有効活用し、光合成細菌の培養技術を確立。焼酎粕に新たな付加価値を見出し、米の収量増加や蔵元の経済負担の軽減等に貢献。

鈴木　眞理
跡見学園女子大学
心理学部臨床心理学科　特任教授
推薦者：一般社団法人　日本内分泌学会

女性が９割を占める摂食障害患者が抱える深刻な課題に対して、基礎や臨床研究、内分泌内科初の専門外来の開設、家族会の運営等、30年以上にわたり、幅広く尽力。
有志で立ち上げた「摂食障害センター設立準備委員会」の働きかけは政府の施策にも影響を与えた。

宮本　悦子
東京理科大学　教授
推薦者：一般社団法人　日本女性科学者の会

大学の研究と家庭の介護を両立し、研究成果を基に大学発ベンチャー（株）FuturedMeを起業。これまでの創薬とは異なり、原理的にすべての患者に迅速に薬を創れる独自技術の実用化を目指し、その業績として、研究と社会貢献が高く評価された。

〈女性のチャレンジ支援賞〉　受賞者1名、受賞団体3件

50音順、敬称略

公益社団法人大野市シルバー人材センター
理事長　小野田 理夫
推薦者：厚生労働省

農業の六次産業化に対する取組を支援し、野菜直売所「ねんりんの里」を開設。直売所の運営や出荷手段の提供等により、特に女性の高齢者が就労する機会や環境を整備した。

岡本　登美子
ウパウパハウス岡本助産院　院長
推薦者：公益社団法人　日本助産師会

産婦人科医院勤務時、当時不十分であった離島の周産期医療の整備に奔走。その後、助産所や保育園、産後ケア施設、訪問介護ステーションを開設し地域の育児を支えてきた。

しが農業女子100人プロジェクト
代表　廣部 里美
推薦者：滋賀県

世代の近い農業女子7人で発足。その後、県内の女性農業者や消費者と繋がることを目指し、会員制度を確立。農業・農村の魅力を伝える活動等、多角的に活動している。

地域づくり応援団キラッとO ～ RA☆DA
会長　早坂 民奈
推薦者：山形県

「真ん中ばんちゃん世代」（曾祖父母と子ども夫婦・孫に挟まれた世代）の女性が中心となり、映画の上映による交流、地域ツアー、講演による「学び合い機会」の創出などの活動を行う。
村で初めての女性村議等を輩出し、地域の女性人材育成の機能も果たしている。

〈女性のチャレンジ賞特別部門賞「困難な状況に置かれているひとり親家庭への支援」〉　受賞団体2件

50音順、敬称略

認定特定非営利活動法人おてらおやつクラブ
代表理事　松島 靖朗
推薦者：奈良県

全国寺院への「おそなえ」を、子どもをサポートする支援団体や行政機関の協力の下、経済的に困難な状況にあるご家庭へ「おすそわけ」する活動を行っている。この活動により、貧困問題への関心が高まり、地域で支援の輪が拡充している。

認定特定非営利活動法人チャイルドケアセンター
代表理事　大谷 清美
推薦者：福岡県

子育て関連団体とネットワークを構築し、子育て支援や女性の活躍推進の能力開発などの事業を展開。またこども食堂の立ち上げ支援とともに持続可能な取組になるよう、フードバンク事業を通じてその運営にも寄与している。

令和3年度女性のチャレンジ賞
受賞者の詳細はこちら

URL https://www.gender.go.jp/public/commendation/women_challenge/katudoug-r03.html

特集3

Special Feature 3

令和３年度「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催報告

内閣府男女共同参画局総務課

男女共同参画週間の中央行事として、6月29日（火）に令和３年度「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催しました。

令和３年度「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」プログラム

●主催者挨拶

丸川 珠代 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

●男女共同参画週間キャッチフレーズ表彰式

●特別応援メッセージ

坂東 眞理子氏　（昭和女子大学理事長・総長）

●パネルディスカッション

「『いま』を生きるみんなで築いていく男女共同参画社会とは？」

＜コーディネーター＞

斎藤 文栄氏（公益財団法人ジョイセフ アドボカシー・ディレクター）

＜パネリスト＞

櫻井 彩乃氏　（#男女共同参画ってなんですか代表）

千葉 宗一郎氏　（Y20委員会会長）

長島 美紀氏（公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンアドボカシーグループ リーダー）

山口 慎太郎氏　（東京大学大学院経済学研究科　教授）

主催者挨拶

はじめに、丸川珠代内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が、主催者として挨拶をしました。

丸川大臣は、視聴している方と登壇される方へのお礼とともに、「女性も男性もひとりひとりが、お互いを尊重しながら、固定観念にとらわれない自由な発想で、あらゆることを主体的に選択でき、自分らしく生きられるようになることがとても重要です。」と述べられました。

男女共同参画週間キャッチフレーズ表彰式

主催の丸川大臣、林男女共同参画局長に加えて、男女共同参画週間サポーターのアテネオリンピックサッカー日本代表監督・サッカー解説者の山本昌邦さん、CM・雑誌モデルで活躍中の松尾悠花さんが参加されました。

最優秀賞受賞の新井喜美夏さんは残念ながら御欠席でしたが、優秀賞受賞の高野友里さん、濵田玲織さんのお２人に記念のトロフィーを授与し、お２人からはスピーチをいただくなど、男女共同参画週間の最終日にふさわしい華やかな表彰式となりました。

特別応援メッセージ

昭和女子大学理事長・総長の坂東眞理子さんから、男女共同参画社会の実現に向けての特別応援メッセージをいただきました。

日本の女性は様々な分野で活躍するようになってきたが、そのスピードは海外と比べるとまだまだ遅れている。私たちひとりひとりが性別役割分業への思い込みから離れて一歩踏

み出すこと、小さくても声をあげることがこれからの新しい男女共同参画社会を作ることなどについて、お話いただきました。

パネルディスカッション

「『いま』を生きるみんなで築いていく男女共同参画社会とは？」

公益財団法人ジョイセフアドボカシー・ディレクターの斎藤文栄さんをコーディネーターに迎え、#男女共同参画ってなんですか代表の櫻井彩乃さん、Y20委員会会長の千葉宗一郎さん、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンアドボカシーグループリーダーの長島美紀さん、東京大学大学院経済学研究科教授の山口慎太郎さんの４名にパネリストとして御登壇いただき、「『いま』を生きるみんなで築いていく男女共同参画社会とは?」をテーマにディスカッションを行いました。

女性のリーダーシップ、若い世代から見た男女共同参画、社会的・文化的に作られる男女差等について様々な角度から議論いただき、若い世代を含めた様々な世代が連携できるきっかけとなるような内容となりました。

最後に、パネリストの４名に「『いま』を生きるみんなで築いていく男女共同参画社会」を実現するためのキーワードをそれぞれ考えて発表していただきました。

自分らしい人生を実現するためのキーワード

櫻井さん

「あたり前に違和感を」

ひとつひとつ当たり前だと思うことに違和感を感じてみることや改めて問いただすことが重要。世代間格差の壁を作らず対話をしていかなければならない。専門家だけでなくもっと一般的な人の声を届ける場を設けて、色々な人を巻き込んでいく必要がある。

千葉さん

「全員の活躍」

何のためのリーダー育成なのか、何のための意識・文化改革なのか、一部の女性の活躍ではなく全ての人が活躍できる風土を作ることが目的だと認識を共有することが大事。ロールモデル、企業文化、教育のどれが欠けてもいけない。対話や理解をあきらめない姿勢が重要。

長島さん

「『私だから』をあきらめない」

私だから最大限発揮できる生き方・多様性って何だろうと考えていけると良い。リーダーシップは責任者や管理職になるという意味ではなく、社会を変えていくこと。まず第一歩として、自分の足元に疑問を持って変えていくことが私らしさ、私だからに繋がる。

山口さん

「固定観念を捨てよう！」

固定観念は特定の文化や社会では当たり前なものであっても、場所や時代が変わったら成り立つようなものではない。まず自分自身の声を聞くことを大事にしてほしい。そして、自分だけではなく、相手の声にも耳を傾けてほしい。それが固定観念を捨てるための第一歩となる。周りの影響を受けて価値観は形成される。相手と対話することが重要。

最後に、コーディネーターの斎藤さんから、「下の世代がより生きやすい時代にしていきたい。それが女だから、男だからではなく、私だからの時代へ繋がっていく」と締めくくりの言葉をいただき、ディスカッションは終了しました。

行政施策トピックス❶

子供を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の推進

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

子供を性暴力の当事者にしないために

政府では、令和2年6月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下「強化の方針」という。）を取りまとめ、令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、取組を進めています。

この強化の方針では、刑事法の検討はもとより、被害者支援の一層の充実、加害者対策に加え、生命（いのち）の尊さを学び、性暴力の加害者や被害者、そして傍観者にならないための教育・啓発の強化にも重点を置いています。

子供を性暴力の当事者にしないためには、誰もが「生命（いのち）を大切にする」、性暴力の「加害者にならない」、「被害者にならない」、「傍観者にならない」ための教育・啓発を強化していくことが必要です。

「生命(いのち)の安全教育」調査研究事業の実施

本来、子供を性被害から守り、被害に遭った時に支えになるのは保護者や周囲の大人ですが、家庭内に加害者がいる場合や、虐待などが生じている家庭もあり、親が子供に何をどのように教えればよいかが分からない場合など、家庭がこの機能を十分に発揮できない場合もあります。子供が性暴力被害に遭い、その被害が継続することが、その後の学業や就労を含め、人生に多大な負の影響を与えていることを考えれば、性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが求められます。

そこで、令和2年度、内閣府と文部科学省は、共同で、子供を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」調査研究事業を実施し、発達段階に応じた教材や教職員向けの指導手引き、啓発資料等の作成に向けた現状調査、分析・検討を行い、報告書及び教材イメージ等を公表しました。

今後は、文部科学省において、教材イメージ等を活用したモデル事業を令和３年度、令和４年度に実施し、教育機関における実証を通じた指導モデルを開発することとしています。さらに、モデル事業の成果や課題を踏まえ、令和５年度に、全国の小中高の各学校において、地域の実情に応じた教育を実施していくとしており、全国展開に向けた取組が進んでいきます。

子供を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」調査研究事業報告書についてはこちら

URL https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_inochi.html

教材イメージの主な内容

幼児期

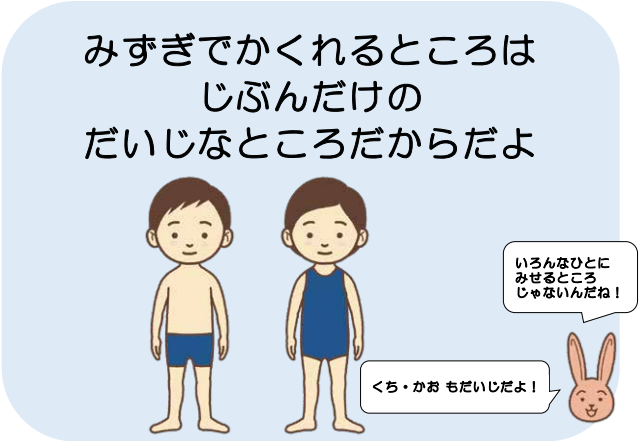

- 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- いやな触られ方をした場合の対応　等

小学生（低・中学年）

- 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- 相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- いやな触られ方をした場合の対応　等

小学生（高学年）

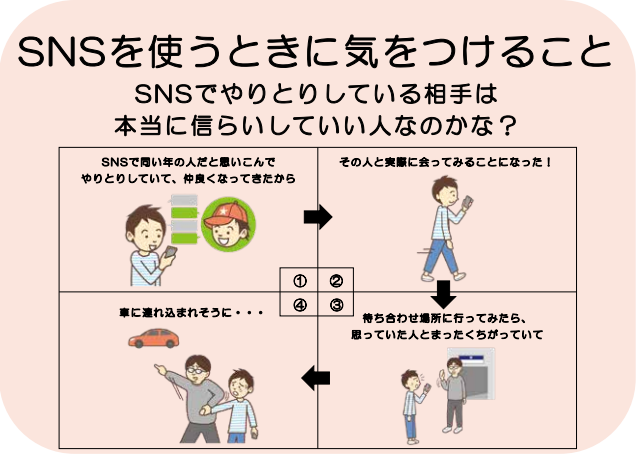

- SNSを使うときに気を付けること　等

中学校

- 自分と相手を守る「距離感」について
- 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- 性暴力被害に遭った場合の対応　等

高　校

- 自分と相手を守る「距離感」について
- 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- 二次被害について
- 性暴力被害に遭った場合の対応　等

高校卒業前、大学、一般（啓発資料）

- 性暴力の例
- 身近な被害実態
- 性暴力が起きないようにするためのポイント
- 性暴力被害に遭った場合の対応・相談先　等

特別支援教育

- 小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。

行政施策トピックス❷

「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム/防災女子の会提言

男女共同参画局総務課

「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム

令和２年５月、内閣府は「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災･復興ガイドライン～」（以下、「ガイドライン」という。）を作成しました。このガイドラインでは、地方公共団体が女性の視点に立った災害対応の取組を進める際に参照できるよう、基本的な考え方と、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において女性の視点から取り組むべき事項を示しています。

実践的学習プログラムは、災害対応に携わる全ての地方公共団体の職員が、ガイドラインの内容をより深く理解し、女性の視点に立った取組を企画立案・実行できるようになることを目的としています。

プログラム教材の構成

教　材		内容・使い方
手引書	実施マニュアル	研修の目的や企画・実施の手順、留意点等を記載
	参考資料	関連する法律、データ等
セッション１基本教材	動画教材	「スライド＋解説」の座学教材
	スライド教材	動画で使用しているスライド教材
	講師用資料	動画を使用せずに研修をする際の講師用資料
セッション２基本教材	動画教材	「スライド＋解説」の座学教材
	スライド教材	動画で使用しているスライド教材
	講師用資料	動画を使用せずに研修をする際の講師用資料（スライド＋講師セリフ）
セッション３基本教材	スライド資料	研修に使用する教材（参加者用） オンライン研修と集合研修の２種類
	講師用資料	講師が説明する内容が記載された資料
事例集		男女共同参画の視点からの防災・復興の取組事例：セッション３で取組を考えるにあたっての参考や、既存の防災研修等で事例を取り上げる際に活用できる資料

本プログラムでは、あらゆる防災・復興施策に女性の視点を取り入れるために特に必要な取組として以下の３つを掲げ、具体的な取組ポイントや事例を示しています。

①意思決定／防災の現場への女性の参画

②地方公共団体の防災・危機管理担当部局と男女共同参画部局／男女共同参画センターとの連携

③地域の女性防災リーダーの育成と男性への理解促進

●セッション１【座学・動画教材】

防災になぜ男女共同参画の視点が必要か

災害時は、誰もが過酷な環境に置かれるため、「みんなが大変なのだから我慢しなければ」と思い込んでしまう傾向があります。そして、避難所の運営は男性リーダーがほとんどであり、女性から要望を出しにくく、出したとしても男性には理解されないこともあります。そのため、女性たちは避難所に居づらくなることを危惧して声を上げるのをあきらめ、問題への対応がなされないまま、劣悪な環境での暮らしを余儀なくされます。

このセッションでは、災害時に女性と男性が受ける影響やニーズの違い、避難所等で女性が直面する課題をデータや統計を用いて説明しています。そして災害時に女性が抱える困難を軽減するための具体的な施策や取組を示しています。これにより、防災になぜ女性の視点が必要なのかを理解し、女性の視点に立った取組を進めることの重要性に気付くことができます。

●セッション２【座学・動画教材】

災害対応力を強化する女性の視点

このセッションでは、災害の各段階において発生する課題と取組ポイント、これまでの災害での地方公共団体等による取組事例について、ガイドラインを参照しながら学ぶことで、平常時・災害時にガイドラインをうまく活用できるようになります。

19「避難所の開設･運営」の取組ポイント　ガイド P.34

取組主体：☐ 都道府県　☑ 市町村　☐ 男女共同参画センター　☑ 市民団体

- ☐ 管理責任者に、女性と男性の両方を配置する。
- ☐ 避難者の自治的な運営組織に、女性の参画を促す。
- ☐ 「避難所チェックシート」を活用し、巡回指導を行う。
- ☐ 避難所の生活ルール作りを行う際には女性の意見を反映する。
- ☐ リーダー、食事作りや片付けなど、特定の活動が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないよう配慮する。
- ☐ 避難者名簿に個人情報の開示・非開示についての本人確認の欄を設け、個人情報の管理を徹底する。

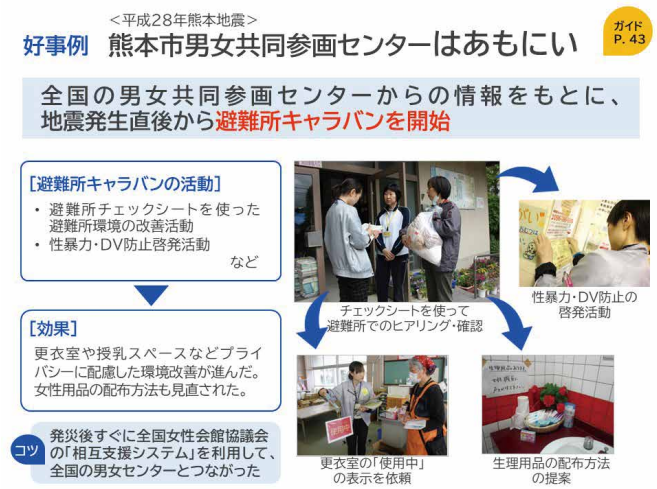

●セッション3【ワークショップ】
男女共同参画の視点から防災の取組を実践する

セッション3は、セッション1、2で学んだことを自身が所属する組織や団体の業務に落とし込んで考えるワークショップです。自身の組織や団体での災害対応に係る業務について、ワークシートを使って検討します。これにより平常時・災害時の業務に女性の視点からの取組を組み込むための考え方を学ぶことができます。

●プログラムの活用にあたって

本プログラムは、地方公共団体の職員を対象に作成されたものですが、自治会・自主防災組織等の地域の防災活動の中核となる団体、防災・復興を専門とする研究機関や大学、災害支援を行うNPO・NGO、女性防災士や女性消防団など地域の女性防災リーダーとして活躍する方々等、様々な団体や機関が実施する研修や勉強会、防災・男女共同参画関連のイベント等で利用していただくことを想定しています。

また、地方公共団体や男女共同参画センター等による女性の視点から防災・復興の取組事例も多数紹介していますので、研修等と組み合わせて利用いただけます。

本プログラムを様々な機会を捉えて積極的に活用いただき、ガイドラインの内容についての理解を深めるとともに、各地域において女性の視点に立った災害対応の取組を更に進めていただくことを期待しています。

教材のダウンロードはこちら

URL https://www.gender.go.jp/policy/saigai/program/index.html

防災女子の会提言

内閣府防災担当と男女共同参画局の女性職員による「防災女子の会」が提言書を取りまとめ、5月17日に小此木防災担当大臣（当時）へ手交しました。

提言では、女性の視点に立った被災者支援の推進や女性の視点を組み込むための防災担当部局の体制強化などを求めています。

また、この提言を受け、丸川男女共同参画担当大臣と小此木防災担当大臣（当時）が連名で初となる大臣メッセージを公表しました。

提言の全文はこちら

URL http://www.bousai.go.jp/kyoiku/joshi/index.html

両大臣によるメッセージはこちら

URL https://www.gender.go.jp/policy/saigai/message/index.html

News

01 丸川大臣と駐日女性大使の懇談会を開催しました

内閣府

令和3年6月23日(水)、丸川大臣と駐日女性大使の懇談会をオンラインで開催し、14か国の女性大使・臨時代理大使の皆様に御参加いただきました。懇談会は、日本の男女共同参画の取組について各国に発信するとともに、各国の男女共同参画の取組を学び日本の政策に活かすこと、そして、男女共同参画における各国の日本への期待を知ることを目的に開催されました。

冒頭、丸川大臣より昨年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」や、6月に策定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」について説明し、男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であるとともに、国際社会で共有されている規範であるという認識を述べました。また、日本にとって最大の問題は「スピード」であり、ジェンダー平等を中長期的な課題ではなく、喫緊の課題と捉え社会全体を動かしていくために、駐日女性大使の皆様と連携し知見を頂戴しながら、ジェンダー平等を前へ進めていきたいと挨拶を行いました。

御参加いただいた大使・臨時代理大使の皆様(着任日順)

	国　名	お　名　前
1	ネパール	ラナ大使
2	イスラエル	ベンアリ大使
3	レソト	モセツェ大使
4	メキシコ	プリーア大使
5	ジャマイカ	リチャーズ大使
6	オーストラリア	アダムズ大使
7	ブルガリア	アラバジエヴァ大使
8	英国	ロングボトム大使
9	セルビア	ドゥボカ臨時代理大使
10	モルドバ	ヴァタマニュク臨時代理大使
11	ニカラグア	ペレス臨時代理大使
12	ボリビア	サラサール臨時代理大使
13	ベルギー	クルッツェン臨時代理大使
14	ノルウェー	アウネ臨時代理大使

懇談会の様子①

その後、各国の大使・臨時代理大使より、それぞれの国における男女共同参画の現状や取組について御紹介いただくとともに、日本への期待などについてお話を伺い、意見交換を行いました。大使・臨時代理大使からは、ジェンダーギャップを埋めるために効果のあった各国の施策・取組の説明や、新型コロナウイルス感染症が女性に与えている影響について発言がありました。また意見交換時には、大使・臨時代理大使から、日本の若い女性に直接会い、彼女達にはチャンスや希望、道を拓く力があることを伝え、彼女達の背中を押し、夢を広げてもらうような機会を持つことの重要性について発言があったほか、ジェンダー平等は、女性の問題だけではなく男性の問題でもあるため、例えば今回のような懇談会に、ダイバーシティ推進で成功を収めている国の男性大使に参加いただくなどして、男性を議論に引き込むことが重要である、といった提案がなされました。

懇談会の様子②

最後に丸川大臣から、国際社会としっかりと互いに連携し、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを進めていく決意を述べるとともに、日本政府は、今後も国際合意などを着実・確実に実施し、ジェンダーの視点からの国際社会の平和と安定・繁栄の確保に貢献していく決意を語りました。また、今後も今回のようなジェンダー平等についての意見交換の場を持ちたい旨を述べました。

News

02 理系で広がる私の未来2021　動画公開セミナー

内閣府

内閣府・文部科学省・科学技術振興機構（JST）では、女子中高生等の理工系分野への進路選択を応援する取組の一環として、2017年より「理系選択の未来」を知っていただくシンポジウムを企画・実施しております。

本年は昨年に引き続き、ウェブ上で講演動画を公開いたしました。基調講演をはじめ、理系分野で活躍する5名の講師の皆様が、自身が中高生だった頃のことや、現在の仕事内容、進路選択を迷われている女子中高生の皆様へのメッセージなど、経験談を交え、理系の未来を分かりやすく講演しています。この機会にぜひ理系の素敵な未来をのぞいてみませんか。動画はオンデマンド方式のため、お好きなタイミングで視聴可能です。（画像は基調講演の講師、一般社団法人Waffleの田中沙弥果様です）

詳細は特設ページを御覧ください。

URL https://www.gender.go.jp/c-challenge/video/seminar_202107.html

Info

01 『国立女性教育会館ミニ統計集日本の女性と男性2021』作成

文部科学省

国立女性教育会館（NWEC）は、人口･世帯、教育、生活時間、労働と所得、健康･安全・社会保障、意思決定、地位指標といった日本社会の様々な分野における女性と男性の状況を示す基本データ（主として政府機関が公表した公的統計データ等）を基にしたリーフレット『ミニ統計集日本の女性と男性2021』を作成しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、とりわけ女性に深刻な影響をもたらしています。日本の慢性的なジェンダー不平等の問題を解決し、男女共同参画社会形成を進めるためには男女の置かれている状況を客観的に把握する事が必要です。

データに基づいた現状を把握して、男女共同参画社会形成を進めるために、ぜひ学習活動等で御活用ください。

リーフレットは英語版もあり、ホームページからダウンロードいただけます。

詳細はこちらを御覧ください。

URL https://www.nwec.jp/research/statistics.html

編集後記

Editor's Note

東京オリンピック2020大会、日本人選手の活躍が素晴らしかったですね。今回の大会は、女性アスリート比率が約49％で過去最高であるそうです。男女共同参画ですね。

一方で、家庭における家事・育児負担の男女共同参画はどうなっているでしょうか。総務省の調査によれば、平成28年調査時点における6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間は1日83分（週全体平均）です。家事・育児負担が女性側に偏る要因は様々かとは思いますが、人事配置も影響している気がします。小学校低学年の子供を持つ家庭も含め、同じ育児期間中でも、男性か女性かで異なる人事配置をしていると家庭内にも影響してきます。人事担当者が、育児は基本的に女性がするものだという固定的役割分担意識のもとに人事配置をしていると、女性は育児に配慮されたとしても、男性は全く配慮されません。そのようなことも、家事・育児負担が女性に偏る一つの要因となっているのではないかと感じます。

それでも、家庭内の平和のためにも、男性も可能な限り積極的に家事に関わっていくべきではないかと日々奮闘している今日この頃です。

【スキー中毒の編集員「N」】

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」8月号

https://www.gender.go.jp
https://www.facebook.com/danjokyodosankaku

第147号	2021年8月10日発行
編集・発行	内閣府 〒100-8914 東京都千代田区 永田町1-6-1 内閣府男女共同参画局 総務課
電　話	03-5253-2111（代）
印　刷	株式会社アイネット
表紙デザイン	株式会社マーグラ

性犯罪被害相談電話

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

ハートさん

#8103

シャープ

（発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。）

あなたの心に寄り添いたい

ひとりで悩まずに
まずは相談してみませんか

●緊急を要する場合は、１１０番通報をお願いします。
●土日・祝日及び執務時間外は、当直で対応します。
●相談される方の電話の種類によっては、つながらない場合があります（一部のＩＰ電話等）。

警察庁
National Police Agency

各都道府県の「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」でも、#8891【ワンストップ支援センター全国共通番号】で相談を受け付けています。

内閣府